

晩年のドゥルーズによる諸概念の再評価

内藤慧(東京大学総合文化研究科)

「哲学」を「概念の創造」と定義するジル・ドゥルーズ(1925-1995)は、自身の哲学においても、まさにその定義を体現するかの如く極めて多くの独自概念を創造した。それらの概念に対してドゥルーズのテキストは比較的明確に肯定的ないし否定的な態度を示しており、これら諸概念の配置を整理することはドゥルーズ哲学の読解作業の第一歩と言える。

ただしドゥルーズの著述には自身が生み出した概念を著作毎、テキスト毎に更新し、新たな文脈に置き換えて論じ直す傾向が認められる。そのため同一概念であっても著作によって全く異なる論じられ方をされたり、評価が大きく変わってしまうケースが存在する。またその点から先行研究においても、依拠するテキストに応じて一概念に対する評価に大きな隔たりが生ずる、という事態が指摘される。それゆえドゥルーズ研究において一概念に注目した俯瞰的な視点を確保することは極めて難しいと言わざるを得ない。むしろ複数の著作における一概念の変遷に注目することが必要不可欠と言える。

本論文は最晩年のドゥルーズが著した「追伸-管理社会について *Post-scriptum sur les sociétés de contrôle*」(1990年、以下「管理社会」論)を読解対象とし、そこで提示されている複数の概念群に対するドゥルーズの評価が、80年代におけるそれと大きく隔たっているということを示したい。発表者の見立てでは、「管理社会」論におけるドゥルーズは、それまで自身の哲学において肯定的な評価を与えてきた諸概念を用いて、むしろドゥルーズ亡き後の世代が立ち向かうべき「管理社会」の実態を記述しようと努めている。つまり、「管理社会」論は、それ以前のドゥルーズ哲学において肯定的に扱われていた諸概念が、最も批判すべき対象に帰属するかのように扱われているのである。このケースは先述したような、ドゥルーズによる自身の創造した概念に対する評価更新の、極端な一例と言えるだろう。

「管理社会」論はミシェル・フーコーに由来する「規律社会」の概念に対して、既に90年の段階でそれへと移行しつつあると評価される「管理社会」の概念を提示し、両者がどのような概念によって記述されるのか、また我々がそれにどのように立ち向かうべきかを検討している。「規律社会」を「もはや私たちとは無縁になりつつあった社会」とみなし、「管理社会」への移行を前提とした立論はしばしば「規律から管理へ」という一方向的なベクトルを批判される。尤もドゥルーズは「規律から管理へ」の移行に際する、軍・学校・工場など「規律」を代表する環境の「改革の名のもと」における延命に言及するなど、決して単純な一方向の議論に終始してはいない。また「管理社会」におけるデイケアサービスやテレワークへの移行、人間のパスワードへの還元といった議論など、まさに我々の現状において改めて取り上げ直す価値のある文章には違いない。本発表ではまず「規律社会」と「管理社会」のそれぞれを記述するためにドゥルーズが用いる諸概念を整理する。その上で、80年代ドゥルーズにおけるそれら諸概念の用法と「管理社会」論における用法を比較検討し、上述のような諸概念への評価の反転という事態を明らかにしたい。

発表内で特に注目するのはそれぞれが「規律社会」と「管理社

会」の対に対応する、(1)「鋳型 moule」と「変調 modulation」の対、(2)「見せかけの放免 acquittement apparent」と「果てしない引き延ばし *atermoisement illimité*」の対、(3)「個人 *individus*」と「分人 *dividuels*」の対、以上3つの対立概念である。まず「鋳型」と「変調」は主に80年代初頭のスピノザ講義および、『感覚の論理学』(81年)に登場する、個体の規定に関わる対立概念である。前者が外的な鋳型に当てはめて個体を規定する考え方、後者が個体の内的な力によって個体を規定する考え方に対応する。次に「見せかけの放免」と「果てしない引き延ばし」は主にドゥルーズおよびドゥルーズ&ガタリのカフカ論に登場する概念で、法ないし裁きの形態に関わる対立概念である。前者は一時的な判決を介した無際限な司法との関係を表わし、後者は判決の引き延ばしによる司法との宙吊りの関係を表わす。最後に「個人」と「分人」は主に『ミル・プラトー』(80年)や『運動イメージ』(83年)に断片的に登場する概念で、前者は分割不可能なもの、後者は分割によって本性を変えるものとして論じられる。

以上のようにこれらの対立概念は「管理社会」論以前の著作の中で一定以上の重要性を与えられ、また概ね前者に対する後者の優位、後者の肯定という態度が指摘できる。それゆえ、最晩年の「管理社会」論がむしろ後者の概念を「管理社会」に帰する点は注目に値する。

その上でこのような概念評価の反転というケースに対して、本発表では「管理社会」論自体におけるドゥルーズの立ち位置に着目して解釈を試みる。「管理社会」論のドゥルーズにとって現状とは、もはや「規律社会」は無縁であるが、諸制度が「改革の名のもとに」「管理社会」の到来を準備している、というもので、まさに移行期間と言える。その中でドゥルーズ亡き後の世代に対して以下のように語りかける。

彼らの先達が苦勞して規律の目的を暴き立てたように、自分たちが何に奉仕させられているか明らかにするのは若者たちである。

この先達たちにドゥルーズ自身も含まれていることは明白である。ドゥルーズは自身の哲学をもはや現状では無縁の「規律の目的を暴き立てた」と位置付けている。実際、本発表が取り上げる諸対立概念の中で、「管理社会」論以前の時期に否定的に扱われていた側は「管理社会」論において「規律社会」に対応している。つまりドゥルーズはそのキャリアにおいて「規律社会」に関係する諸概念を否定的に明らかにしつつ、対立する肯定的な新たな概念を創造したと言える。しかし最晩年、新たな「管理社会」の到来という問題を前にして、自身の創造した少なくとも幾らかの概念群は「管理社会」を予言するものに過ぎなかったと告白すると共に、後の世代に向けて、ドゥルーズが「規律社会」に立ち向かったように、「管理社会」に立ち向かうことを求めているのである。

この解釈は決してドゥルーズ哲学の現代的意義を否定するものではない。現状が「管理社会」への移行期間、あるいはもはや「管理社会」であるならば、ドゥルーズが肯定的に語った諸概念の幾らかはその「目的を暴き立てる」ことに資すると考えられるからである。ともあれ、本発表が提示するのは以上のような概念評価の反転というテキスト上の事実および、それに対する一仮説である。